

学校におけるいじめに関わる「通報・相談」受理後のフローチャート (施行日：平成26年4月1日)

- I 児童生徒、保護者や地域住民等から通報相談を受けた際は、その通報相談情報を校長・教頭に報告。
- II 校長は、通報相談情報を速報(様式1)として教育委員会に報告するとともに、担任等に事実確認などの調査を指示する。その後、調査結果により、いじめに至らないケースの場合は、同様式により報告。
- III いじめ認知となった場合は、所定報告書(様式2)を作成し報告。

【対応の流れ】

